

# いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務 委託仕様書

## 1 業務の名称

いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務

## 2 業務の目的

いわき市立総合磐城共立病院（以下、本院）は、平成 26 年度に策定した「いわき市病院事業中期経営計画」に基づき、現在、各種経営改善に取り組んでいるが、市立病院として、将来にわたり市民の期待に応え、地域の中核病院として、良質で安定した医療を提供していくためには、地域医療構想の策定など医療環境の変化等を見据えながら、引き続き経営改善に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていく必要がある。

この業務は、こうした本院の経営改善に向けた取組みを一層推進し、実効性あるものとするため、専門的な知識や実績を有する事業者にはコンサルティング業務を委託するものである。

## 3 業務の概要

業務の内容は、次の(1)及び(2)とする。

### (1) 経営改善策の立案・実行支援

経営の改善に向けて、次の 4 つの事項について、調査、分析を通じて現状や課題を明確化し、具体的な改善策の立案や実行支援を行うものとする。

- (ア) 収入の増加に関する事
- (イ) 支出の節減に関する事
- (ウ) 地域との連携強化に関する事
- (エ) その他の経営改善に関する事

### (2) 実施結果報告書の作成

上記の経営改善策の実施結果について、「いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務に関する実施結果報告書」を作成する。

## 4 業務の期間

内 容	期 間
① 経営改善策の立案・実行支援	契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで
② 実施結果報告書の作成	

## 5 業務の成果品

### (1) 提出物

いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務に関する実施結果報告書

### (2) 提出物の規格及び部数

- ① 紙媒体 10部
- ② 電子媒体 1部

### (3) 提出期限

平成 28 年 3 月 31 日

## 6 業務の実施条件

- (1) 受託者は、当該業務について、本院担当者と連絡を密にし、依頼があれば速やかに応じること。また、本院からの当該事業の検討に関する会議への出席要請があれば、これに応じ、必要により随時、各種提案や助言を行うこと。
- (2) 本業務を効果的かつ円滑に行うため、適切な業務責任者を配置するとともに、必要に応じ、資格や専門性を有する適切な業務担当者を配置しなければならない。
- (3) 契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）を遵守すること。契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）に記載のない事項および本業務に関する疑義が生じた場合については、本院と受注者が協議の上、決定しなければならない。
- (4) 本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が本院から受領または閲覧した資料等を含む。）は、本院の了承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この事業終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、いわき市個人情報保護条例（平成 16 年 6 月 24 日いわき市条例第 19 号）を遵守しなければならない。